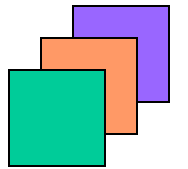


令和2年度 運輸安全管理に関する報告



新  潟

新潟通運株式会社 本社営業所

◆安全管理規程

当社の安全管理規定(平成18年10月1日制定)を継続し安全管理を徹底した。

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理方法

- ・輸送の安全に関する組織
- ・災害時緊急連絡体制
- ・事故災害時連絡、通報、処理体制

◆方針

輸送の安全に関する方針

安全総括管理者 児玉 利博

基本理念

経営トップから全社員に至まで、輸送の安全が最も重要である事を自覚し、全社員が一体となって絶えず輸送の安全性の向上につとめる

輸送の安全に関する基本的な方針

経営トップは輸送の安全の確保が事業経営の根幹である事を深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすとともに、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる

《安全に関する具体的施策》

- 1.輸送の安全に関する基本的な方針を全社員に徹底します
- 2.実施すべき重点施策を定めて目標を設定し、全社員で目標達成に向けて取り組みます
- 3.安全管理規程、関係法令を遵守するとともに、安全マネジメントを確実に実施し、絶えず輸送の安全確保・向上に努めます
- 4.情報は積極的に公表します
- 5.この輸送の安全に関する方針は、適時適切に見直しを行いません

令和3年4月1日

新潟通運株式会社
代表取締役社長 渡辺章衛

令和2年度安全教育計画

新潟通運株式会社 本社営業所

令和2年度安全教育計画

新潟通運(株)安全衛生委員会

内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◇研修・教育												
◎社内 委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会
外部講師									□安全研修会			
トラックを運転手に教育する12項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
教育・研修(少人数)	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修
実務研修(積替・リフト・シート)	実務訓練 (リフト)	実務訓練 (積替)	実務訓練 (シート)	実務訓練 (リフト)	実務訓練 (積替)	実務訓練 (シート)	実務訓練 (リフト)	実務訓練 (積替)	実務訓練 (シート)	実務訓練 (リフト)	実務訓練 (積替)	実務訓練 (シート)
	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動
◎新潟運輸グループ 安全協議会活動	□移動パト	■定点パト (土樽)	□移動パト	□移動パト	□移動パト	□移動パト	■定点パト (土樽)	□移動パト				□移動パト
			事業所巡回	運行管理者 実務研修			整備管理者 研修会	事業所巡回	パトロール会 議			◆全体会議
◎社外												
○国土交通省						← 運行管理者講習会 →						
○トラック協会 運行管理者 乗務員		■研修会				■研修会				■運行管理者研究会		■研修会
		■事故防止 研修会		■事故防止 研修会		■事故防止 研修会		■事故防止 研修会		■事故防止 研修会		
○陸災防			■労災防止研修会					■労災防止研修会				■労災防止研修会
◇運動												
◎社内及びグループ	← 燃費向上運動 →											
	← デイライト運動(昼間ライト点灯) →											
◎社外												
○トラック協会他				← 模範運転推進運動 7/21~9/20 →				← 正しい運転明るい輸送運動 11/16~1/10 →				
									← 輸送安全総点検 → (12/10~1/10)			
	← 輸送秩序確立運動 →											
○新潟県・警察他	■春の交通安全運動(4/6~15)			■夏の交通事故防止運動(7/22~7/31)				■冬の交通事故防止運動(12/11~20)				
						← 安全運転チャレンジ100 9/23~12/31 →						
						□シートベルト着用強化月間						□シートベルト着用強化月間
						■秋の交通安全運動	■高齢者を守る運動(10/1~11/30)					

■安全活動状況

新潟通運株式会社 本社営業所

◆年間教育活動計画に則り、下記の安全活動を行ないました。

①グループ活動 …………… 「運行管理者研修会」 令和2年 8月25日
「パトロール会議」 令和2年11月13日

「移動パトロール」

- ・令和2年 3月26日～27日
- ・令和2年 4月27日～28日
- ・令和2年 5月21日～22日
- ・令和2年 6月25日～26日
- ・令和2年 7月21日～22日
- ・令和2年 8月20日～21日
- ・令和2年 9月24日～25日

* 新潟運輸グループ各社による
安全組織

「定点パトロール」

- ・令和2年10月22日～23日(土樽)

新潟運輸グループ運輸安全マネジメントセミナー

- ・令和2年10月 9日

③内部監査 …………… 令和3年 3月 22日に「輸送の安全に関する内部監査」を実施

■教育活動状況

新潟通運株式会社 本社営業所

◆年間教育計画に則り、下記の教育を行ないました。

- ①社内研修会・・・「安全研修会」 本年度はコロナにより中止。
その他随時、業務内容別の研修を開催
- ②社外研修会・・・「運行管理者基礎・一般講習」国土交通省 令和 2年度 5名受講
- ③荷主研修会・・・主要荷主の安全研修会に出席
- ④グループ研修会・・・新潟運輸グループ安全協議会のメンバーとして各分会主催の研修に出席
- ⑤その他・・・本年度適性診断受講者に対して、診断結果に基づいた教育指導の実施 11名

■令和2年度事故発生状況

新潟通運株式会社 本社営業所

目標 車両事故:3件以内(自動車事故報告規則第2条に規定する事故:0件)
労災事故:0件

実績 □加害事故: 6件
* 自動車事故報告規則第2条に規定する事故:0件

□労働災害: 2件

1. 目標事故件数

- ① 車両事故: 3件以内 (自動車事故報告規則第2条に規定する事故: 0件)
- ② 労働災害: 0件

2. 研修会

- ① 事故防止研修会の開催・・・コロナの様子を鑑みる
(外部講師、指導実践マニュアル12項目)
- ② 業務別研修会の開催・・・定期的に随時開催予定(各年1回)
- ③ 外部研修会への積極的参加
 - ・トラック協会主催・事故防止研修会に出席(1回3名/5回)
 - ・トラック協会主催・運行管理者研修会に出席(4回)
 - ・主要荷主の安全会議に出席(各年1回)

3. 安全活動

- ① グループの安全活動への積極参加(パトロール・研修)
- ② KYT活動の継続

4. その他

- ① 内部監査の実施(年1回)

令和3年度教育計画

新潟通運株式会社 本社営業所

令和3年度安全教育計画													新潟通運(株)安全衛生委員会
内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
◇研修・教育													
◎社内 委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	■安全衛生委員会	
外部講師	□安全研修会												
トラックを運転手に教育する12項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
教育・研修(少人数)	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	少人数研修	
実務研修(積替・リフト・シート)	実務訓練 (リフト)	実務訓練 (積替)	実務訓練 (シート)	実務訓練 (リフト)	実務訓練 (積替)	実務訓練 (シート)	実務訓練 (リフト)	実務訓練 (積替)	実務訓練 (シート)	実務訓練 (リフト)	実務訓練 (積替)	実務訓練 (シート)	
	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	◎KYT活動	
◎新潟運輸グループ	□移動パト	□移動パト	□移動パト	□移動パト	□移動パト	□移動パト	■定点パト (土樽)	事業所巡回	パトロール会 議	◆全体会議			
安全協議会活動													
◎社外													
○国土交通省	← 運行管理者講習会 →												
○トラック協会 運行管理者 乗務員	■研修会		■事故防止 研修会		■事故防止 研修会		■研修会		■事故防止 研修会		■運行管理者研究会		■研修会
○陸災防	■労災防止研修会						■労災防止研修会			■労災防止研修会			
◇運動													
◎社内及びグループ	燃費向上運動												
	← デイライト運動(昼間ライト点灯) →												
◎社外													
○トラック協会他	← 模範運転推進運動 7/21~9/20 →				← 正しい運転明るい輸送運動 11/16~1/10 →				← 輸送安全総点検 → (12/10~1/10)				
	← 輸送秩序確立運動 →												
○新潟県・警察他	■春の交通安全運動(4/6~15)			■夏の交通事故防止運動(7/22~7/31)			■冬の交通事故防止運動(12/11~20)						
	← 安全運転チャレンジ100 9/23~12/31 →									□シートベルト着用強化月間			
	■秋の交通安全運動			■高齢者を守る運動(10/1~11/30)									

(参考) 安全管理規程-1

新潟通運株式会社 本社営業所

新潟通運株式会社 安全管理規程

■ 目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という）第15条及び第16条の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第3条 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の作成(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことによって、社員全員が一体となって業務を遂行することにより、輸送の安全性の向上に努める。
 3. 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守する。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行なうよう努める。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を定期的に行い、必要な是正処置または予防措置を講じる。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し共用する。
 - 五 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定しこれを的確に実施する。
- 2 系列の貨物自動車運送事業を営むグループ企業と密接に協力し、一体となって輸送の安全性の向上に努める。
 - 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行なわない。
 - 4 下請事業者と長期契約を結ぶ等の綿密な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全性の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針及び第4条の重点施策に基づき、目標を設定する。目標の具体的内容は別に定める。

(輸送の安全に関する計画)

- 第6条 前条の輸送の安全に関する目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な次に掲げる計画を作成する。
- 一 運転者に対する輸送の安全に関する教育、研修。
 - 二 運行管理者に対する輸送の安全に関する教育、研修。
 - 三 その他必要と認められる教育、研修。

第1章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制

(社長等の責務)

- 第7条 社長は輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 経営トップは輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 経営トップは輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重す

(参考) 安全管理規程-2

新潟通運株式会社 本社営業所

2. る。
3. 経営トップは輸送の安全の確保をするための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行なう。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制構築し、輸送の安全の確保するための企業統治を的確に行なう。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

2. 運転者等社員は、前項に定める者等の指示を受けるほか、常に安全の向上に資する技能等の向上に努め、安全な運行等輸送の安全の確保を行なう。

3. 運行管理者は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し乗務員等社員の指導監督を行なう。

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合は業務部長がこれにあたり、重大な事故、災害等に対する場合は各部長若しくは課長がこれにあたるものとする。(別紙1及び別紙2)

(安全統括責任者の選任及び解任)

第9条 管理者のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から、安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当する事になった時は、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出された時。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を行なう事が困難になった時。
- 三 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行なう事が輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められた時。

(安全統括責任者の責務)

第10条 安全統括管理者は次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であ

るという意識を徹底する。

- 二 輸送の安全の確保に関しその実施及び管理の体制を確立、維持する。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施する。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に周知を図る。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時内部監査を行い、経営トップに報告する。
- 六 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関して必要な改善に関する意見を述べる等、改善の措置を講じる。
- 七 運行管理が適正に行なわれるよう、運行管理者を統括管理する。
- 八 整備管理が適正に行なわれるよう、整備管理者を統括管理する。
- 九 輸送の安全の確保に関する統括管理を行なう。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行なう。

第1章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第8条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する費用の支出及び投資)

第9条 輸送の安全に関する安全対策が効果的に行なえるよう、人材、車両、施設等の実態を把握し事故情報等を十分に分析のうえ、重点的に費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行なうよう努める。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第10条 経営トップと運行管理者、運転者等との双方向の意思疎通を十分に行なう事により、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、情報が共有されるように努める。

また社員が安全性を損なうような事態を発見した場合には、見過ごしたり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な措置を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第11条 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は別に定める「事故・災害発生時の連絡体制」による。

(参考) 安全管理規程-3

新潟通運株式会社 本社営業所

2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップまたは必要な部署に速やかに伝達されるよう努める。
3. 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等の対策が円滑に行なえるよう必要な指示を行なう。
4. 自動車事故報告規則（昭和20年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合には、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣への報告または届出を行なう。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第8条第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、安全マネジメントを担当する要員等の必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第9条安全統括管理者は自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて、輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は前項の内部監査が終了した場合は、その結果をまた改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに経営トップに報告すると共に、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第10条 経営トップは安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全対策全般または必要な事項において総点検を実施し、問題点の抽出と検討を

行い、安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第8条次に掲げる輸送の安全に関する情報については毎年度7月末までに外部に対して公表する。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する重点施策
 - ③ 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - ④ 輸送の安全に関する計画
 - ⑤ 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
 - ⑥ 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - ⑦ 安全統括管理者、安全管理規程
 - ⑧ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
 - ⑨ 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
 - ⑩ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
2. 重大事故発生後における再発防止対策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について、国土交通省に報告した場合には速やかに外部に公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第9条本規程は業務の実態に応じ定期的に見直しを図るものとする。2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議

事録、報告連絡体制、事故・災害等の内容、安全統括管理者の指示内容、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存管理する。

3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録および保存の方法については別に定める。

附 則

（規程の制定日）

平成18年10月1日

（実施の期日）

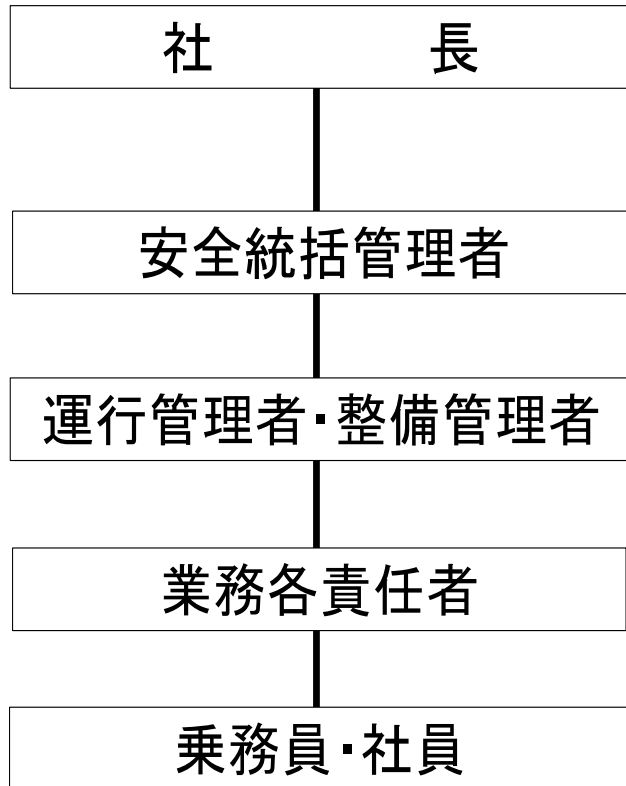
本規程は、平成18年10月1日から実施する。

(参考) 組織

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統図（第8条第5項関係）

（別紙 1）

輸送の安全に関する組織



（別紙 2）

災害時緊急連絡体制

■ 災害対策本部

